

省エネ法定期報告書等の押印廃止に伴う様式変更について（周知）

令和3年1月

1. 概要

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づく定期報告を始めとする報告等は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年経済産業省令第74号。以下「施行規則」という。）で定める様式により行うこととなっているところ、令和2年12月28日に施行規則等を改正し、押印を求めない形に各様式を変更しましたので、お知らせいたします。今後は、変更後の様式（以下「新様式」という。）をご使用いただくようお願いいたします。

2. 今回変更した主な様式

- ・エネルギー使用状況等の届出（様式第1～7）
- ・中長期計画書、定期報告書（様式第8～9）
- ・認定管理統括、連携省エネ関係（様式第10, 13, 15, 17, 19）
- ・登録調査関係（様式第20～26）
- ・荷主関係（様式第27～31, 34, 36, 38, 40）
- ・電子情報処理組織届出等（様式第42～45）

新様式は、以下のページよりご確認ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html

3. 備考

○ 今回の省エネ法報告書等における押印廃止の趣旨は、省エネ法報告書等の提出先である事業所管大臣や経済産業局長から事業者に対して押印を求めないというものです。したがって、事業者が新様式においても自主的に引き続き押印して提出することを妨げる（禁止する）ものではありません。

○ 省エネ法の報告等にあたっては、「省エネ法・温対法電子報告システム」の積極的な活用にご協力ください。複数省庁に対する報告など、印刷や郵送によらず行うことが可能です。電子報告システムの申請・利用方法に関しては、下記ページをご参照ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/pdf/denshi-shinsei.pdf

なお、電子報告システムの初回利用時には、事前届出（下記様式）を所管の経済産業局に提出して頂く必要があります。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/data/youshiki43.docx